

Raad voor Accreditatie (RvA)認定マークの使用基準

1. 適用

この基準は、本会の「マネジメントシステム認証規則」に基づいて登録された組織(以下、「登録組織」という)が、Raad voor Accreditatie (以下、RvA という)の認定マークを使用する場合に、従うべき管理方針を定めたものである。

2. 表示

- 1 RvA の認定マークは、本会から登録組織に提供される表示例に示すように、必ず本会の登録マークの近傍に置き、組合せで使用し、認定マークのみを単独で使用しているとの誤解を生じさせないこと。
- 2 認定マーク及び登録マーク(以下、「認定・登録マーク」という)は、本会から提供される表示例に従ったデザインとし、本会から提供された清刷以外の表示、字体、配置、配色等は認められない。

備考:「清刷」とは、特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)で作成され、本会から提供された電子的画像データをいう。

- 3 清刷を縮小または拡大して表示する場合は、表示例に記載の内容に従うこと。
- 4 登録組織自身のマーク等を「認定・登録マーク」と共に使用する場合には、「認定・登録マーク」とは明らかに異なることがよう識別できるものでなければならない。また、「認定・登録マーク」の位置及び大きさその他のマーク等の位置及び大きさとの関係等に配慮すること。

3. 適用期間

「認定・登録マーク」は、本会が RvA より認定されている期間内で、かつ、組織が本会に登録されている期間内に限り使用することができる。

4. 適用範囲及び条件

- 1 登録組織は、その登録されたマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物及びウェブサイト等に「認定・登録マーク」を使用することができる。「認定・登録マーク」を名刺に使用する場合には、登録された対象範囲に明確に含まれている事業所又は部署に所属する者に限ること。
また、印刷物やウェブサイト等に「認定・登録マーク」を使用する場合、登録範囲外の活動、事業所及び部署にも認証が及んでいると受け取られない方法で使用する。
- 2 「認定・登録マーク」は、製品及び製品の包装に用いることはできない。また、登録組織の製品またはプロセスの適合性を示すと誤解される可能性のあるいかなる方法でも使用してはならない。
- 3 登録組織が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書又は証明書に、「認定・登録マーク」を使用しないこと。
- 4 「認定・登録マーク」は、登録組織が認定されているとの誤解を生じさせるような方法で使用しないこと。
(RvA に認定されているのは本会であり、登録組織が直接 RvA に認定されているような誤解を生じさせないこと。)
- 5 登録組織は、上記 1~4 について、登録範囲外の部署、関連する他社及び他者についても不適切な使用がないよう管理すること。

5. 清刷の管理

- 1 登録組織は、本会から提供された清刷の複製の保護及び漏洩防止のための適切な管理を行うこと。
また、4 項 -1 に定める目的以外で他者に清刷又はその複製を提供しないこと。
- 2 登録組織は、4 項 -1 に定める印刷物やウェブサイト等を作成するため、下請負業者に清刷の複製を提供した場合、当該下請負業者に、その清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うように要求すること。
- 3 登録組織は、清刷の複製を提供した下請負業者の一覧を備え、本会が要求した場合には提示すること。

6. 使用の中止、修正及び取消し

- 1 登録組織は、登録の取消しなどで本会よりその使用を中止する旨の通知を受けた場合には、直ちにすべての広告物等での使用を中止しなければならない。
また、本会から「認定・登録マーク」を使用した文書等の回収、廃棄及び廃棄した旨の証明書の提出を求められた場合には、それに応じなければならない。
- 2 登録の範囲が縮小された場合、全ての広告物等における使用を見直し、必要に応じ、修正しなければならない。
- 3 登録を取消された組織は、直ちに本会が提供した清刷を復帰し得ない形で完全に消去しなければならない。また、組織が他者に清刷の複製を提供している場合は、同様の処置を他者に要求しなければならない。

7. 使用状況の審査

マネジメントシステムの審査時に、「認定・登録マーク」の使用に関して基準に適合していない状況が認められた場合、登録組織は、修正及び是正処置を実施しなければならない。適切な処置の実施が確認できない場合、本会は、必要に応じ「認定・登録マーク」の使用禁止、登録の消除、違反の公表又は法的手段等の適切な処置を講ずる。

RvA 認定マーク使用基準 添付図



ロゴマークの表示色は ClassNK ブルー(印刷物上はマンセル 6.3PB 3.0/15.1、大日本インキ DIC579、PANTONE 2935C 又はその近似色、ウェブサイト上は印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色)を基本とする。これらが使用できない場合は黒で表示する。原則として背景色は白とする。適用規格表示部の色は単色とし、部分的な濃淡をつけないものとする。

RvA logo 部の色は、上部を黄土色(Ochre: PMS 131)、下部を青色(Blue: PMS 296)の組み合わせとするか、又はすべて黒色とする。

Accreditation area and Registration number 部の色は青色(Blue: PMS 296)又は黒色とする。

認定マーク及び登録マークを縮小又は拡大して表示する場合、縮小又は拡大後の各部の比及び縦横比は、本会から提供された清刷の比を維持し、これを変更してはならない。

また、認定マーク及び登録マーク等は文字が明瞭に読み取れるように使用するものとし、縮小することにより、明瞭な表示ができなくなってはならない。外枠は外して使用してもよい。

- 【注】
1. 上図の清刷は本会より提供する。RvA 適合組織は提供された清刷の複製を使用しなければならない。清刷は分解、組み替え等を行って使用してはならない。
 2. 「認定、登録マーク」を印刷物に使用する場合は、印刷物用清刷の複製を、また、ウェブサイトを使用する場合は、ウェブサイト表示用清刷の複製を使用しなければならない。また、印刷された清刷の複製を電子的データに加工、編集し、ウェブサイトやその他の電子的媒体に載せ替えてはならない。
 3. 清刷の保存形式及び解像度は、本会が提供した状態を維持し、他の保存形式に変更したり、解像度を低めてはならない。